



2025 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ミ ク リ ー ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 片 山 礼 子
(コード番号：7687 東証グロース)
問 合 せ 先 管 理 部 長 谷 口 学
(TEL 03-6262-5176)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 24 日開催予定の第 13 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2025 年 3 月 19 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第 13 回定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

その他、現行定款の趣旨をより明確化するための条文の削除、文言の修正、字句の調整および各変更に伴う条数の変更等をあわせて行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. その他

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 24 日（予定）

定款変更の効力発生日 2025 年 6 月 24 日（予定）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (記載省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	< 削除 >
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条～第18条 (記載省略)	第5条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u>
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役は、 <u>3名以上</u> 7名以下とする。	第19条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、7名以下とする。
< 新設 >	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以上5名以下とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の <u>決議</u> をもって行う。	第20条 当社の取締役の選任決議は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。	2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
<u>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u>	< 削除 >
< 新設 >	<u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
< 新設 >	<u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の報酬および退職慰労金等) 第22条 取締役に対する報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。 (代表取締役および役付取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役の責任免除) 第24条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度内において免除することができる。 (非業務執行取締役との責任限定契約) 第25条 当会社は、取締役(業務取締役等であるものを除く。)との間で、その任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。 第26条 (記載省略) (取締役会の招集通知) 第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 ＜新設＞	<u>の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。</u> (取締役の報酬等) 第22条 取締役に対する報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u> (代表取締役および役付取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から選定する。 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役の責任免除) 第24条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の<u>損害賠償責任</u>を法令の限度内において免除することができる。 (非業務執行取締役との責任限定契約) 第25条 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、その任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。 第26条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (監査等委員会の招集通知) <u>第28条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
＜新設＞ (取締役会の決議方法等) 第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 ＜新設＞ (取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。 (取締役会規程) 第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 ＜新設＞	<u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (取締役会の決議方法等) 第29条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役への委任) <u>第 30 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の議事録) 第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。 (取締役会規程) 第32条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (監査等委員会規程) <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
<u>第5章 監査役</u> (監査役の員数) 第31条 当会社の監査役は、3名以上5名以下とする。 (監査役の選任) 第32条 当会社の監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監	＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞

現 行 定 款	変 更 案
<u>査役の任期の満了する時までとする。</u> (監査役の報酬等) <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) <u>第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度内において免除することができる。</u> (監査役との責任限定契約) <u>第36条 当会社は、監査役との間で、その任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。</u> <u>第6章 監査役会</u> (常勤監査役) <u>第37条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) <u>第38条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u> (決議の方法) <u>第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (監査役会議事録) <u>第40条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。</u> (監査役会規程) <u>第41条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	<削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
第7章 会計監査人 (会計監査人の選任および解任) 第42条 会計監査人を選任し、または解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 (会計監査人の任期) 第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 (会計監査人の責任免除等) 第45条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の責任を法令の限度内において免除することができる。 2 当社は、会計監査人との間で、その任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。	第5章 会計監査人 (会計監査人の選任および解任) 第34条 会計監査人を選任し、または解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 (会計監査人の任期) 第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (会計監査人の報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 (会計監査人の責任免除等) 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の<u>損害賠償責任</u>を法令の限度内において免除することができる。 2 当社は、会計監査人との間で、その任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。
第8章 計算 (事業年度) 第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。 (剰余金の配当の基準日) 第47条 期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。 (中間配当の基準日) 第48条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として金銭による剰余金の配当を行うことができる。	第6章 計算 (事業年度) 第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。 (剰余金の配当の基準日) 第39条 期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。 (中間配当の基準日) 第40条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として金銭による剰余金の配当を行うことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(剰余金の配当の除斥期間) 第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。 2 配当金には利息を付けない。 第7章 附則 (法令の準拠) 第50条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。 ＜新設＞	(剰余金の配当の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。 2 配当金には利息を付けない。 附則 ＜削除＞ (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、第 13 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。